

26日 5/19

ハーグ条約

国内法整備 来月諮問

法務省 加盟へ あす閣議了解

国際結婚が破綻した一について、法務省は6月にも、司法手続きな諮問機関（法相の諮問機関）に諮問する方向で最終調整に入った。

た。20日に条約加盟の方針が閣議了解される見通しとなり、同省が必要な法案策定に着手する。早ければ年明けにも答申を得て、来年の通常国会への法案提出を見込んでいる。

条約加盟を巡っては、外交交渉に当たる中央当局を政府のどこに設置するかや条約を担保する国内法整備の論点整理などが今後の課題。民事の基本的な手続きを定める立法が必要となるため、法制審での議論が不可欠と判断した模様だ。条約加盟国同士では子供を元の国に返還するのが原則だが、児童虐待が

疑われるケースなど、返還拒否が求められるケースも想定される。条約は、子供を肉体的・精神的危険にさらす場合に拒否できるとしているが、拒否の判断は厳しく行われている実情もあり、拒否規定制定が主な論点になるとみられる。【石川淳一】